

函館市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に規定する保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症であるまたはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業として、地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発 0609001号別紙）で定める認知症地域支援・ケア向上事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関の相互の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、推進員を中心として、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、ケア事業の一部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者と認める者に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 推進員の配置

推進員は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とし、市は、推進員を各地域包括支援センターに1人以上、市保健福祉部に1人以上配置するものとする。

ア 認知症の医療や介護における専門的知識および経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士または介護支援専門員

イ ア以外で、認知症の介護や医療における専門的知識および経験を有する者と市が認めた者

(2) 推進員の業務内容

ア 認知症の人に、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

イ 認知症の人とその家族を支援する相談支援や、支援体制を構築するための取組

ウ 認知症カフェや介護教室の開催等、認知症の人の家族に対する支援事業の実施

エ その他地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上に関し必要な事業の実施

(個人情報等の保護)

第5条 推進員および事業の関係者は、正当な理由なく、事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。事業との関わりが終了した後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 函館市認知症地域支援推進事業実施要綱（平成27年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。